

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部・医務課

法令名	佐賀県看護師等修学資金貸与条例	法令番号	昭和 38 年佐賀県条例第 13 号
手続名	修学資金の返還免除（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士）	根拠条項	第 9 条
審査基準	<p>1 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除する。</p> <p>(1) 養成施設を卒業後 1 年以内に看護職員等の免許を取得し、当該免許の取得後（卒業後引き続き他の養成施設に入学した者にあつては、当該養成施設の卒業後）直ちに規則で定める県内の施設又は病院（以下「特定施設」という。）において看護職員等の業務に従事し、その従事した期間（やむを得ない理由により業務に従事することができなかった期間を除く。以下同じ。）が引き続き 5 年に達したとき。</p> <p>特定施設 医療法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を受けた病床数が 200 床未満の病院 医療法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数の割合が 80/100 以上である病院 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所 削除 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設 児童福祉法第 27 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が指定した独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 の 2 介護保険法第 7 条第 22 項に規定する介護老人保健施設 保健師にあつては、地域保健法第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町 助産師にあつては、母子保健法第 22 条に規定する母子健康センター 理学療法士又は作業療法士にあつては、次に掲げる施設 イ 児童福祉法第 7 条に規定する肢体不自由児施設 ロ 身体障害者福祉法第 29 条に規定する身体障害者更生施設及び同法第 30 条に規定する身体障害者養護施設 から の 2 まで、及び に規定する県内の施設又は病院において 3 年以上の実務経験を有する者にあつては、介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 7 条第 5 項に規定する居宅サービス事業（同条第 8 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所</p> <p>(2) (1) に規定する業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 特定施設において業務に従事した期間が貸与を受けた期間に達したとき。 (2) 死亡、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することができなくなったとき。</p>		
	受付機関	医務課	処理機関
		交付機関	医務課
		標準処理期間	30 日
		標準経由期間	日
		目次	5